

報 第 1 7 号

専決処分報告について

（源太川の^{いっ}洪水事故による和解及び損害賠償額の決定について）

源太川の洪水事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和8年（2026年）7月9日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 8 号

源太川の^{いっ}洪水事故による和解及び損害賠償額の決定について

源太川排水機場の操作業務で発生した源太川の洪水事故に係る浸水被害に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年（2026年）6月22日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
甲（記載削除） 乙（記載削除）	柏崎市は、甲の建築資材の被害総額（362,780円）のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として甲に支払うものとする。 柏崎市は、甲に支払った損害賠償額（362,780円）のうち、50パーセント相当額（181,390円）を乙に求償するものとし、乙はこれを支払うものとする。	円 362,780

専 第 9 号

源太川の溢水事故による和解及び損害賠償額の決定について

源太川排水機場の操作業務で発生した源太川の溢水事故に係る浸水被害に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年（2026年）6月22日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
甲（記載削除） 乙（記載削除）	柏崎市は、甲の自動車の被害総額（155,222円）のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として甲に支払うものとする。 柏崎市は、甲に支払った損害賠償額（155,222円）のうち、50パーセント相当額（77,611円）を乙に求償するものとし、乙はこれを支払うものとする。	円 155,222